

ホテル・旅館等に係る表示制度について

表示制度とは

ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が消防法令のほか重要な建築構造等に関する適合状況を審査し、基準に適合していると認められた建物に対して、消防機関から「表示マーク」を交付する制度です。

「表示マーク」の交付を受けた関係者は、「表示マーク」をフロント等に掲出することができます。

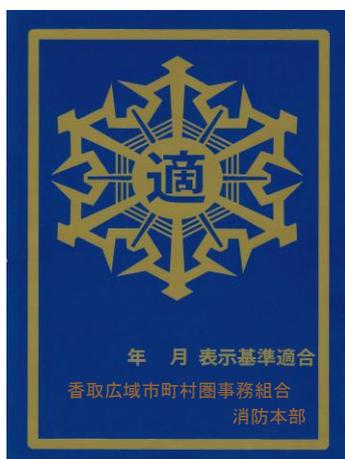
表示マークの種類

表示マーク（銀）



消防機関による審査の結果、表示基準に適合していると認められた場合に、表示マーク（銀）が交付されます。有効期限は交付日から1年間です。

表示マーク（金）



表示マーク（銀）が3年間継続して交付されていて、かつ、表示基準に適合していると認められた場合に交付されます。

有効期限は交付日から3年間です。

対象となる建物は

ホテル・旅館等（建物の一部にホテル・旅館等がある建物を含みます。）で、次の（１）及び（２）に該当する建物が対象となります。

（１）消防法第８条の適用がある（防火管理者の選任義務がある）もの

（２）建物の地階を除く階数が３以上のもの

※表示制度の対象外となるホテル・旅館等も、表示制度対象外施設申請書により、消防法令のほか重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物に対しては、「表示制度対象外施設」である旨の通知を受けることができます。

申請方法

表示マークの公布（更新）を希望するホテル・旅館等の関係者は「表示マーク交付（更新）申請書」に以下の書類を添付して消防本部予防課へ申請してください。

※表示マークの対象外となるホテル・旅館等の関係者が、表示制度対象外施設の通知を希望する場合も、「表示制度対象外施設申請書」に以下の書類を添付して消防本部予防課へ申請してください。

- ・ 防火（防災管理）対象物定期点検報告書（写）
- ・ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（写）
- ・ 特殊建築物等定期調査報告書（写）
- ・ 製造所等定期点検記録票（写）
- ・ その他消防本部等が必要と認める書類

○ 表示マーク交付（更新）申請書 [別記様式第1](#)

○ 表示制度対象外施設申請書 [別記様式第6](#)

申請から交付のながれ

1 申 請

「表示マーク交付（更新）申請書」に必要な書類を添付して消防本部予防課へ申請

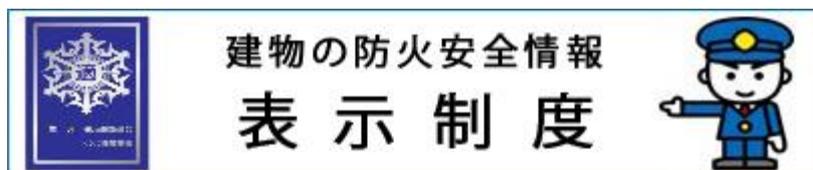
2 審 査

申請書と添付書類に基づき、建物が表示基準（消防法令及び建築基準法令の基準）に適合しているかを審査します。（必要に応じて現地確認を行います。）

3 交 付

消防機関による審査の結果、表示基準に適合していると認められた場合は、表示マークを交付します。表示マークの交付を受けた関係者は、表示マークを建物やホームページに掲出して防火安全情報を施設利用者に提供することができます。

香取広域市町村圏事務組合消防本部管内の表示マーク交付施設一覧



このページに関するお問い合わせ

消防本部予防課

電話：0478-52-1192